

令和5年10月10日
危機対策課原子力安全対策室
室長 小坂 幸生
県庁内線 4310
外線直通 076-225-1465

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への 連絡基準に係る覚書」に基づく連絡について

昨晚、北陸電力(株)から「連絡基準に係る覚書」に基づき、「連絡区分Ⅲ」に該当する事象として、下記2件の連絡があった。いずれの事象も外部への放射能の影響はない。

連絡区分Ⅲ：原則として翌月10日までに連絡するもの

参 考：北陸電力HP <https://www.rikuden.co.jp/press/atomic.html>

記

- 1 事 象：低レベル放射性廃棄物輸送用天井クレーンの異常
停止
発生日：9月12日
原 因：分解点検時に部品を誤って取り付けたため
対 応：部品を正常に取り付け復旧（9月12日復旧済）
- 2 事 象：1号機中央制御室等の空調（冷凍機）の不具合。
空調は2系統あるため特に支障はない。
発生日：9月14日
原 因：現在調査中
対 応：北陸電力では、原因判明後、必要な措置を講ずる
としている。

志賀原子力発電所 低レベル放射性廃棄物の輸送における
固体廃棄物貯蔵庫 天井クレーンの不具合について

2023年9月12日（火）7時54分、志賀原子力発電所の低レベル放射性廃棄物^{※1}の輸送に伴う搬出作業の事前準備のため、固体廃棄物貯蔵庫の天井クレーンを操作したところ、非常停止に係る警報が発生し、当該クレーンが停止しました。

調査の結果、当該クレーンの駆動用電動機にある2種類のブレーキ（機械的ブレーキ^{※2}、電氣的ブレーキ^{※3}）のうち、機械的ブレーキのハンドルが誤った状態に取り付けられていたことから、機械的ブレーキが機能しない状態となっていました。そのため、当該クレーンは、電氣的ブレーキにより十分に減速したものの、通常の停止位置を超えて停止したことを確認しました。その後、当該ハンドルを正規の状態に取り付け直し、当該クレーンを復旧しました。

今後は、当該ハンドルを誤った状態に取り付けることがないように、作業手順を明確にするなどの対策を講じていきます。

当該クレーンの不具合により、低レベル放射性廃棄物の輸送計画に変更が生じましたが、翌日、低レベル放射性廃棄物の搬出を問題なく完了しております。（9月13日お知らせ済み）

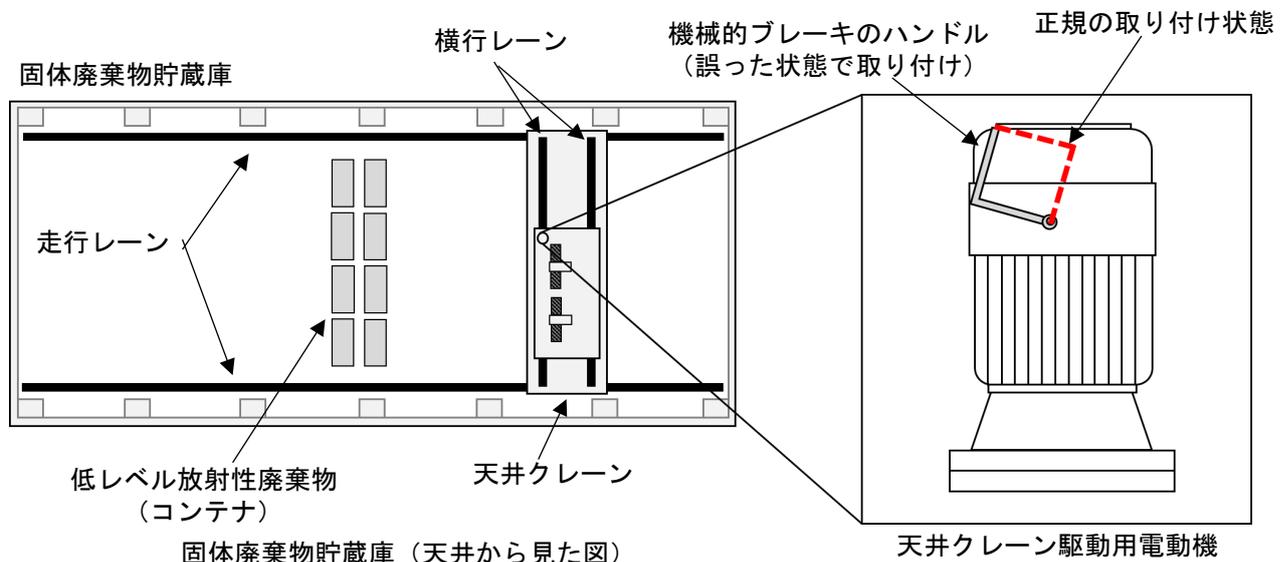
なお、本事象による外部への放射能の影響はありません。

※1 原子力発電所で発生する放射性物質の濃度の低い廃棄物。

（輸送する廃棄物は、発電所で発生した金属やプラスチック、フィルタ類などの固体状の廃棄物を種類毎に分別し、ドラム缶に収納した後、セメント系充てん材（モルタル）で固めたもの。）

※2 天井クレーンの駆動用電動機の回転を摩擦の力により止めるブレーキ。

※3 天井クレーンの駆動用電動機の回転を電気の制御により止めるブレーキ。



固体廃棄物貯蔵庫 天井クレーン概略図